

東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 7 日

5 住民安第 27 号

改正 令和 5 年 9 月 1 日

5 住民安第 288 号

第 1 章 総則

第 1 目的

この要綱は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1444 号。以下「制度要綱」という。）第 17 の規定による補助を行うため、東京こどもすくすく住宅供給促進事業の補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 通則

東京こどもすくすく住宅供給促進事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

第 3 定義

この要綱において使用する用語は、制度要綱及び東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1445 号。以下「制度要領」という。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 東京こどもすくすく住宅供給促進事業

次に掲げるこどもすくすく住宅の供給に当たり、(3)又は(4)により都が補助を行うことをいう。

ア 賃貸新築型

こどもすくすく住宅を供給するため、賃貸住宅の新築を行う事業。子育て交流促進施設の新築を行う場合は、当該事業を含む。

イ 賃貸改修型

こどもすくすく住宅を供給するため、賃貸住宅の改修を行う事業。子育て交流促進施設の整備を行う場合は、当該事業を含む。

ウ 分譲新築型

こどもすくすく住宅を供給するため、分譲住宅の新築を行う事業。子育て交流促進施設の新築を行う場合は、当該事業を含む。

エ 分譲改修型

こどもすくすく住宅を供給するため、分譲住宅の改修を行う事業。子育て交流促進施設の整備を行う場合は、当該事業を含む。

(2) 子育て交流促進施設

居住者等の交流を促進することを目的として設置するもので、実施要領別表 4 に規定する認定基準に該当する以下の施設等のことをいう。

ア 住宅内に設置するキッズルーム又は集会室

イ 敷地内に設置する屋外スペースで子供の遊び場（プレイロット）や居住者等の交流の場として必要な遊具、水遊び場、砂場、菜園やベンチのいずれかが設けられているもの

(3) 直接補助

認定事業者が整備するこどもすくすく住宅について、その整備に要する費用（以下「整備費」という。）に対し、都がその費用の一部を補助することをいう。

(4) 区市町村間接補助

認定事業者が整備するこどもすくすく住宅について、区市町村が整備費の一部を補助する事業（以下「区市町村補助事業」という。）に対し、都がその費用の一部を補助することをいう。

第 4 補助対象

この要綱において、補助の対象となる住宅は、こどもすくすく住宅のうち、次の(1)及び(2)要件に該当するものとする。

(1) こどもすくすく住宅の認定を 10 年以上継続するもの

(2) 新築集合住宅である場合は、当該住宅の全戸数の 5 分の 1 以上が制度要領第 4 に規定する認定基準に適合するものであること。ただし、当該住宅に次に掲げる住宅が含まれる場合は、その住宅の戸数を当該住宅の全戸数から除くものとする。

ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者向けの住宅

第 2 章 直接補助

第 5 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの認定申請住戸数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。

なお、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備の整備に係る費用については補助対象外とする。

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
補助金の額	補助対象事業費 A	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用	

	補助率	る費用			
		Aの1/5以内	Aの1/10以内	Aの1/2以内	Aの1/3以内
補助 限度額 ※1	アドバンスト	200万円	100万円	200万円	100万円
	セレクト	100万円	50万円	100万円	50万円
	セーフティ	50万円	25万円	50万円	25万円
	子育て交流 促進施設	1棟ごと500万円		1棟ごと500万円	

※1 子育て交流促進施設を除き、住宅の戸数に当該額を乗じた額とする。

第6 全体設計の承認

1 補助対象事業を行おうとする者は、当該補助対象事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額、補助対象事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を知事に提出するものとする。

なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 知事は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上、適当と認められた場合は、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

第7 補助金の交付の申請

1 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事に交付申請書を提出するものとする。

2 補助対象事業の実施が複数年度にわたる場合には、毎年度交付申請書を作成するものとする。

3 1の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請するものとする。

第8 補助金の交付の決定等

1 知事は、第7の1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認められたときは、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときには、その条件を補助金の交付の申請をした者に速やかに通知するものとする。

2 知事は、前項の審査において、当該申請書の内容を適当と認めないときは、補助金を交付しないことを決定し、申請をした者にその旨を通知する。

3 知事は、補助金の交付の決定を行うに当たっては、第7の3により当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことを条件として付し、交付の決定を行うものとする。

第9 申請の撤回

- 1 補助金の交付を申請した者は、第8の1の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書の受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。
- 2 1の規定による申請の撤回があったときは、知事は、撤回を承認したことについて、申請者に対し、交付申請撤回承認通知書により速やかに通知するものとする。

第10 事業の内容の変更

- 1 第8の1の規定による通知を受領した補助対象事業者は、やむを得ない事由により、次の(1)又は(2)に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得るものとする。
 - (1) 補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費（以下「補助対象費」という。）の変更（ただし、3に掲げる事業内容の軽微な変更の場合についてはこの限りではない。）
 - (2) 補助対象事業の中止又は廃止
- 2 補助対象事業者は、やむを得ない事由により、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるものとする。
- 3 知事の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、補助金の額に変更を生じない事業内容の変更のうち、知事が承認を要しないと認めるものとする。
- 4 補助対象事業者は、補助金の額に変更を生じる場合には、補助金交付決定額変更申請書を作成し知事に提出するものとする。
- 5 知事は1による承認申請又は4による申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助対象事業者に速やかに通知するものとする。

第11 状況の報告

知事は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の進行状況に関する報告を求め又はその進行状況を調査することができる。

第12 実績の報告等

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（第10の1(2)の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業の完了する日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出するものとする。

また、補助対象事業が会計年度を超えて継続される場合においては、当該会計年度が終了するごとに、速やかに当該実績報告書を知事に提出するものとする。
- 2 補助対象事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

第13 補助金の額の確定

- 1 知事は、第12の1の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び当該建物の完成後に必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、額の確定を行うに当たっては、第12の2により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

第14 補助金の支払

- 1 補助金は、第13の1の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助対象事業者は、1の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書等を知事に提出するものとする。

第15 補助金の交付決定の取消し等

- 1 補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、知事は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - (1) 補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
 - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 補助対象事業を予定期間に着手せず又は完了しないとき。
 - (6) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
 - (7) 補助対象費が減額となったとき。
 - (8) この要綱の規定に基づく報告等を怠り又は知事の指示に違反したとき。
- 2 1の規定は、第13の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 知事は、1の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第16 違約加算金及び延滞金

第15の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第15第1項第2号、第4号、第6号又は第8号に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。

- (1) 違約加算金（100円未満の場合を除く。）は、補助金の受領日から納付日までの日数

に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算する。

- (2) 前号の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (3) 知事は、補助事業者が前条の規定により補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- (4) 前号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

第 17 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1 の提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させるものとする。

第 18 経理書類の保管

補助対象事業者は、補助対象事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておくものとする。

第 3 章 区市町村間接補助

第 19 補助対象事業

補助対象事業は、区市町村補助事業に対し、知事が予算の範囲内において当該区市町村に対して補助金を交付する必要があると認めるものをいう。

第 20 補助金の額

補助金の額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

1 補助基本額

補助基本額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの認定申請住戸数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。

区分	新築型		改修型	
	賃貸	分譲	賃貸	分譲

補助 基本額	補助対象事業 費 A	こどもすくすく住宅及び子育て 交流促進施設の新築に係る費用 のうち、区市町村補助事業によ る補助額		こどもすくすく住宅の改修及び 子育て交流促進施設の整備に係 る費用のうち、区市町村補助事 業による補助額	
	補助率	Aの1/2以内			
補助 限度額 ※1	アドバンスト	100万円	50万円	100万円	50万円
	セレクト	50万円	25万円	50万円	25万円
	セーフティ	25万円	12.5万円	25万円	12.5万円
	子育て交流 促進施設	1棟ごと 250万円		1棟ごと 250万円	

※1 子育て交流促進施設を除き、住宅の戸数に当該額を乗じた額とする。

2 都加算額

1の補助基本額に加え、次に掲げるところにより算出する額を加算することができる。
ただし、区市町村長は加算する額の全額を補助対象事業者への補助に充てるものとする。

		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
加算率		Aの1/2以内			
加算 限度額 ※1	アドバンスト	50万円	25万円	50万円	25万円
	セレクト	25万円	12.5万円	25万円	12.5万円
	セーフティ	12.5万円	6.25万円	12.5万円	6.25万円
	子育て交流 促進施設	1棟ごと 125万円		1棟ごと 125万円	

※1 子育て交流促進施設を除き、住宅の戸数に当該額を乗じた額とする。

第21 補助金の交付申請及び交付決定

- 1 区市町村長は、本章に規定する補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請の内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに区市町村長に通知するものとする。
また、当該決定に当たって知事が必要と認めるときは、条件を付けるものとする。
- 3 知事は、前項の審査において、当該申請書の内容を相当と認めないときは、補助金を交付しないことを決定し、申請をした者にその旨を通知する。
- 4 補助金の交付決定後において、補助金の額に変更が生じる内容の申請をするときは、交付変更申請書により1に準じて行うものとする。

第22 補助金の申請の撤回

- 1 区市町村長は、第21の2の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書の受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

- 2 1の規定による申請の撤回があったときは、知事は、撤回を承認したことについて、申請者に対し、交付申請撤回承認通知書により速やかに通知するものとする。

第 23 承認事項

区市町村長は、補助対象事業について、(1)に該当する場合には内容変更承認申請書により、(2)に該当する場合には中止・廃止承認申請書により、あらかじめ知事に届け出て承認を得なければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更(第 21 の 3 に規定する場合を除く。)しようとするとき。
- (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

第 24 補助対象事業遅延等の報告

知事は、補助対象事業が知事の指定する期限までに完了しない場合又は遂行が困難であると認められる場合は、遂行状況報告書の提出を求め、その措置について区市町村長に指示するものとする。

第 25 補助事業の実績報告等

- 1 知事は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、区市町村長に対し、補助対象事業の状況について報告を求めることができる。
- 2 区市町村長は、補助対象事業が完了したとき(第 23 の(2)の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了実績報告書を知事に提出するものとする。ただし、補助対象事業が会計年度を越えて継続される場合においては、当該会計年度が終了するごとに、速やかに年度完了実績報告書を知事に提出するものとする。

第 26 補助金の額の確定

知事は、第 25 の 2 の規定により区市町村長が提出し完了実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに区市町村長に通知するものとする。

第 27 補助金の請求及び交付

- 1 区市町村長は、原則として補助対象事業完了後、請求書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1 の請求を受けたときは、当該請求に係る補助金の算出内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに区市町村に交付するものとする。

第 28 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、区市町村又は補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、総合的に勘案の上、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - (1) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業又は区市町村長が補助の対象とする事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助対象事業又は区市町村長が補助の対象とする事業を中止又は廃止したとき。
 - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 区市町村長が補助の対象とする事業を予定期間に着手せず又は完了しないとき。
 - (6) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は関係法令に違反したとき。
 - (7) 補助対象費が減額となったとき。
 - (8) この要綱の規定に基づく報告等を怠り又は知事の指示に違反したとき。
- 2 1の規定は、第26の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
 - 3 知事は、1の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第29 違約加算金及び延滞金

第28の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第28第1項第2号、第4号、第6号又は8号に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。

- (1) 違約加算金（100円未満の場合を除く。）は、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算する。
- (2) 前号の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (3) 知事は、補助事業者が前条の規定により補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- (4) 前号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

第30 検査、報告及び是正命令

- 1 知事は、この要綱に基づき交付された補助金の使途について、必要のあるときは、随時検査を行い又は報告を求めることができる。
- 2 知事は、1の検査又は報告により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助対象事業が実施されていないと認めるときは、期日を指定して是正の措置を命ずることができる。

第31 台帳等の作成及び保存

補助金の交付を受けた区市町村長は、補助対象事業の実施状況及び補助金の執行を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成及び整理し、これらを5年間保存するものとする。

第32 管理義務

区市町村長は、補助金の交付を受けたときは、補助対象事業の完了後においても、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ、効果的な運営を図るよう努めるものとする。

第4章 その他

第33 重複受給の禁止

補助金の交付を受ける者は、補助対象事業費について本補助金以外に都、国、区市町村から交付される補助金等を受けてはならないものとする（原資に都費を含むものに限る。）。

第34 実施の細目

- 1 この要綱の実施の細目は、別に定めるところによるものとする。
- 2 この要綱の様式は、別に定めるところによるものとする。

第35 その他

この要綱に定めがないものについては、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第6及び第7の申請を行ったものについては、改正後の本要綱を適用するものとする。